

(別添1)

○ 宗教法人法 (昭和二十六年法律第百二十六号)

改正後

現行

目次

第一章～第五章 (略)

第六章 解散 (第四十三条―第五十一条の四)

第七章～第十章 (略)

附則

(合併の時期)

第四十一条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併によつて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十六条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

(削る)

(任意解散の時期)

第四十七条 宗教法人の第四十三条第一項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付によつてその効力を生ずる。

目次

第一章～第五章 (同上)

第六章 解散 (第四十三条―第五十一条)

第七章～第十章 (同上)

附則

(合併の時期)

第四十一条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十七条の規定による登記をすること~~に~~因つてその効力を生ずる。

第四十七条 削除

(任意解散の時期)

第四十八条 宗教法人の第四十三条第一項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付に~~因~~つてその効力を生ずる。

(破産手続の開始)

第四十八条 宗教法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表役員若しくはその代務者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表役員又はその代務者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の宗教法人の能力)

第四十八条の二 解散した宗教法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第四十九条 (略)

2 前項の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

3 宗教法人が第四十三条第二項第四号又は第五号に掲げる事由によつて解散したときは、裁判所は、前二項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

4 第二十二条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

5 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

6 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定めがなければ、

(新設)

(新設)

(清算人)

第四十九条 (同上)

(新設)

2 宗教法人が第四十三条第二項第四号又は第五号に掲げる事由に因つて解散したときは、裁判所は、前項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

3 第二十二条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

(新設)

4 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定めがなければ、宗

宗教法人の解散によつて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

7 第三項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散によつて退任するものとする。

(清算人の職務及び権限)

第四十九条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第四十九条の三 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも二回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

宗教法人の解散に因つて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

5 第二項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散に因つて退任するものとする。

(新設)

(新設)

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十九条の四 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、宗教法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の宗教法人についての破産手続の開始)

第四十九条の五 清算中に宗教法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の宗教法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の宗教法人が既に債権者に支払い又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十九条の六 裁判所は、第四十九条第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、宗教法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(当該

(新設)

(新設)

(新設)

宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関の陳述を聴かなければならない。

(裁判所による監督)

第五十一条 宗教法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができ

3 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができ

4 第四十九条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人(当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関)」とあるのは、「宗教法人及び検査役」と読み替えるものとする。

5 宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定(法人の解散及び清算)は、宗教法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十条第一項中「理事」とあるのは「代表役員若しくはその代務者」と、同条第二項中「理事」とあるのは「代表役員又はその代務者」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

2 宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求

め、又は調査を囑託することができる。

6 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べる  
ことができる。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十一条の二 宗教法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件  
は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(即時抗告)

第五十一条の三 清算人又は検査役の解任についての裁判及び第四十九条の  
六(第五十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による裁判  
に対しては、即時抗告をすることができる。

(不服申立ての制限)

第五十一条の四 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立  
てることができない。

(設立の登記)

第五十二条 (略)

2 (略)

(削除)

め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べる  
ことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(設立の登記)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 宗教法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地  
において前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(変更の登記)

第五十三条 宗教法人において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第五十四条 宗教法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五十五条 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(合併の登記)

第五十六条 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第五十三条 宗教法人の成立後新たに従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 宗教法人の成立後主たる事務所又は従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第五十四条 宗教法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第五十五条 第五十二条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第五十七条 第四十二條第一項又は第二項(第二号及び第三号を除く。以下この条において同じ。)の規定により宗教法人が解散したときは、同条第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二項の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第五十八条 宗教法人の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第五十九条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 宗教法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に規定する場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する宗教法人が合併に際して従たる事務所を設けた場

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五十六条 代表役員若しくはその代務者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(合併の登記)

第五十七条 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する宗教法人については変更の登記を、合併に因つて解散する宗教法人については解散の登記を、合併に因つて設立する宗教法人については第五十二条第二号に掲げる事項の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第五十八条 宗教法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第四十三條第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二号各号に掲げる事由による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

合 当該合併に関する認証書の交付を受けた日から三週間以内

三 宗教法人の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限り。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第六十条 宗教法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

第五十九条 削除

（清算終了の登記）

第六十条 宗教法人の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第六十一条 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

第六十二条 削除

（登記申請書の添付書類）

第六十三条 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び代表権を有する者の資格を証する書類を添えなければならない。

2 従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更の登記の申請書には、その登記の事由を証する書類を添えなければならない。但し、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(従たる事務所における変更の登記等)

第六十一条 第五十六条及び第五十八条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する宗教法人についての変更の登記は、第五十九条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十二条 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

(登記の申請)

第六十三条 設立の登記は、宗教法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び宗教法人を代表すべき者の資格を証する書類を添付しなければならない。

3 第五十二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書類を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

4 合併による変更又は設立の登記の申請書には、前二項に規定する書類の

3 解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添えなければならない。

4 合併による設立又は変更の登記の申請書には、第一項又は第二項に掲げる書類のほか、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併によつて解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添えなければならない。

5 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、前各項に掲げる書類の外、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添えなければならない。

ほか、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併により解散する宗教法人（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

5 第五十七条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添付しなければならない。

6 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、第二項から前項までに規定する書類のほか、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添付しなければならない。

（商業登記法の準用）

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社社の登記）並びに第百三十二条から第百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十九条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三

（商業登記法の準用）

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社社の登記）並びに第百三十二条から第百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十二条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において宗教法人法第五十二条第二項各号

条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの」とあるのは「宗教法入法第四十九条第一項の規定による清算人」と読み替えるものとする。

(解散命令)

第八十一条 (略)

256 (略)

7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の定めるところによる。

(事務の区分)

第八十七条の二 第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八条の二第一項及び第二項(第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)、第七十

に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの(同法第四百八十三条第四項に規定する場合に於ては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの)」とあるのは「宗教法入法第四十九条第一項の規定による清算人」と読み替えるものとする。

(解散命令)

第八十一条 (同上)

256 (同上)

7 前五項に規定するものを除く外、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法の定めるところによる。

(事務の区分)

第八十七条の二 第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二項及び第三項、第七十八条の二第一項及び第二項(第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)、第七十

九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、  
第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道  
府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律  
第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代  
表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処す  
る。

一〇五 (略)

六 第四十八条第二項又は第四十九条の五第一項の規定による破産手続開  
始の申立てを怠つたとき。

七 第四十九条の三第一項又は第四十九条の五第一項の規定による公告を  
怠り、又は不正の公告をしたとき。

八 第五十一条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

九〇十一 (略)

九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、  
第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道  
府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律  
第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代  
表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処す  
る。

一〇五 (同上)

六 第五十一条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一  
条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第五十一条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十  
一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

八 第五十一条第一項において準用する民法第八十二条第二項の規定によ  
る裁判所の検査を妨げたとき。

九〇十一 (同上)